

自主納税について

市税は納期限内に納めましょう

市税は、納税者の皆さんが定められた期日（これを「納期限」といいます。）までに、自ら納めていただくことになっています。これを自主納税といいます。

静岡市では、この税金本来の姿である自主納税を広く推進しています。

▼市税の納付

市税の納付方法については、いつでもどこでも納付が可能なキャッシュレス決済が便利です。これまでのコンビニ等収納用バーコードを利用した納付（コンビニ、キャッシュレス）をはじめ、令和5年度から、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税種別割については、地方税共同機構（全国の地方団体が共同で運営する法人）が運営する「地方税お支払サイト」でキャッシュレス決済が可能となりました。納付書に印刷されているQRコード（eL-OR）、eL番号で納付が可能です。詳細は下記をご確認ください。

●金融機関での納付

〈取扱い金融機関〉

静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡信用金庫、しずおか焼津信用金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、名古屋銀行、中京銀行、静岡中央銀行、三井住友銀行、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、富士信用金庫、東日本信用漁業協同組合連合会（静岡県内に所在する店舗に限る。）、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合〈eL-ORを利用する場合〉

共通納税対応金融機関については、地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/>）をご確認ください。

●コンビニエンスストア・スマートフォンからの納付

軽自動車税種別割、市民税・県民税（普通徴収）及び固定資産税・都市計画税は、全国のコンビニエンスストアで、土日祝日いつでも納めることができます。

コンビニエンスストアで利用できる納付書

バーコードが印刷された納付書（1枚30万円以下の納付書）

※納期限が過ぎた納付書は利用できませんのでご注意ください。

〈取扱コンビニエンスストアチェーン〉

セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ニューヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店（アピタ、イオン、ウエルシア、エスポット、静鉄ストア、ノジマ、ヒバリ

ヤ、マックスバリュ等※)

※一部店舗除く

- キャッシュレス決済（スマートフォンアプリ）での納付
スマートフォンのアプリから、納付書に印刷されたバーコードやeL-QRを読み取ることで、キャッシュレス決済が可能です。

〈バーコード対応アプリ〉

モバイルレジ※、LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天銀行、FamiPay、楽天ペイ

※モバイルレジでの決済方法はクレジットカード又はインターネットバンキングを選ぶことができます。クレジットカードで納付する場合は、手数料が発生します。

バーコード対応アプリで利用できる納付書

バーコードが印刷された納付書（1枚30万円以下の納付書）

※納期限が過ぎた納付書は利用できませんのでご注意ください。

〈eL-QRを利用する場合〉

対応アプリ等について、地方税お支払サイト

(https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application) をご確認ください。

(キャッシュレス決済ご利用上の注意)

- 各キャッシュレス決済サービスの利用限度額を超えるものはお取り扱いできません。
- アプリのダウンロードは基本的に無料ですが、パケット通信料は利用者の負担となります。
- キャッシュレス決済を利用した場合は領収書が発行されませんので、納付後すぐに納税証明が必要な方は、静岡市の指定金融機関又はコンビニエンスストア等をご利用ください。
- キャッシュレス決済を利用した納付で納税証明書が必要な場合は、納付が確認できる 2～3週間後に市役所又は市民サービスコーナーの窓口で発行しておりますので、そちらをご利用ください。車検で使用する軽自動車税種別割納税証明書（継続検査用）のみ無料で、その他の納税証明書は有料となります。なお、軽自動車納付確認システム（軽JNKS）がスタートし、軽自動車（軽三輪車・軽四輪車・被けん引車）の車検で納税証明書の提示が原則不要となります。詳しくは29ページをご覧ください。
- キャッシュレス決済は科目期別（納付書）ごとに手続きが必要となります。

- 地方税お支払サイトでの納付（eL-QR又はeL番号を使用して納付）

軽自動車税種別割及び固定資産税・都市計画税は、お手持ちのパソコンやスマートフォン等から「地方税お支払サイト」にアクセスし、下記の決済が可能です。トップページで「eL-QR読取」か「eL番号入力」を行い、納付書情報をお確かめの上、決済方法を選択してください。「eL番号」は、納付書に記載されています。eL-QRが

印刷されていない納付書の場合や、カメラがついていないパソコン等で納付する際に、ご利用ください。

詳細は、「地方税お支払サイト」(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

〈クレジットカード決済〉

画面遷移に従い、クレジットカード情報を入力し、決済を行います。利用には手数料が発生します。クレジットカード決済の場合、1,000万円以上の金額は納付できません。

〈インターネットバンキング〉

画面遷移に従い、金融機関のWebサイトで支払い手続きを行います。事前に金融機関においてインターネットバンキングの登録が必要です。

〈口座振替（ダイレクト方式）〉

金融機関の口座を利用し、引き落とし日を指定して直接納付することが可能です。事前に「地方税お支払サイト」での利用者ID登録及び口座情報登録が必要です。継続的な引き落としには対応していません。都度引き落とし手続きが必要です。

〈ペイジー番号を発行し、ATM等で支払う〉

画面遷移に従い、ペイジー番号を発行し、ATMやインターネットバンキング等で納付を行います。

※使用できる金融機関やコンビニエンスストア、キャッシュレス決済は統廃合等により変更になる場合があります。

▼市税の滞納

決められた納期限内に納付しないことを滞納といいます。

滞納になりますと、督促状が送付され、また、税の他に延滞金を納めなければならないこととなります。

▼延滞金

納期限までに完納されないときには、その翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合

を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

▼差押処分

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない。」と定められています。

そのため、催告書を送付したり、電話連絡したりして納付を促しています。それでもご相談や納付をされない場合は、その方の財産（動産、不動産、給料、預貯金等）を差し押さえることとなります。

▼差押財産（動産・不動産）の公売

差し押さえた後、特別な理由もなく滞納が続きますと、差押財産（動産・不動産）を公売します。

▼納期内納付にご協力を

市税を滞納されますと、このように納税者にとって不利益となることはもちろんですが、滞納整理に多くの費用がかかります。この費用も貴重な皆さんの税金から支出されることになるため、市民の皆さんにとって大きな損失になります。

市税は、静岡市民皆さんの財産です。市税を有効に使うため、必ず納期内納付を心がけましょう。

納税の義務

いろいろな税金が、私たちの生活を支えるために使われています。こうした税金は、私たちが負担しなければなりません。このことは、憲法第30条に「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とはっきり示されています。また、第84条には国民を代表する国会が定めた法律によってのみ、新たな税金を決めたり、変えたりすることができるがあります。このように決められた法律に基づいて、私たちは、正しく税金を納めることが大切です。